

■マイマイガの駆除について

近年、マイマイガの発生報告が寄せられております。マイマイガは4月～6月にふ化し、7月～8月に成虫になるといわれています。幼虫はさまざまな草木の葉や農作物等へ被害をもたらします。大量発生を防ぐため、発見した場合は駆除にご協力ください。



ホームページはコチラ▶



マイマイガの詳細は町ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎85-6131

■「困ったら一人で悩まず行政相談」

行政相談委員は地域住民の相談相手として、行政サービスに関する苦情・意見要望、行政の仕組みや手続きに関する問合せなどの相談を受け付け、相談者と関係行政機関等との間に立ち、問題解決が図られるよう働きかける活動をしています。

※相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

●定例相談日 6月7日(水)
午後2時～4時

●どこで 白鷹町老人福祉センター



総務省行政相談センター
まぐみ

令和5年4月1日付で総務大臣から当町の行政相談委員に委嘱されました。

《行政相談委員》



大村奈保子さん
(☎85-2085)



田中恵治さん
(☎85-4120)

【問い合わせ】

総務省山形行政監視行政相談センター

☎023-632-3113

町民課くらし環境係

☎85-6131

令和4年度版
広報しらたか・議会だよりしらたかの有料製本サービスを行います

広報紙の有料製本を行います。希望される方は、下記によりお申し込みください。

●製本対象

令和4年度に発行した

- ・広報しらたか (No.1278～1289)
- ・議会だよりしらたか (No.154～157)

●料金 1部 500円

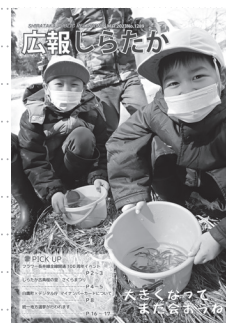
●受付期間 6月23日(金)まで

●申込方法 広報紙つづりに住所と氏名を記入し、各地区コミュニティセンター、または企画政策課情報係までお持ちください。その際、備え付けてある受付表に住所と氏名をお書きください。

●製本後のお渡しとお支払い

- ・製本完了後、ご家庭へ郵送します。
- ・同封する「納付書」により町内金融機関(ゆうちょ銀行は除く)、または役場出納窓口で料金をお支払いください。

【問い合わせ】企画政策課情報係 ☎85-6121



広報しらたか



議会だよりしらたか

———お願い———

- ・「広報しらたか」「議会だよりしらたか」以外の印刷物などは入れないようにしてください。
- ・つづる順番は広報しらたか4月号が一番上になるようにし、3月号の後に、議会だよりしらたかをつづってください。
- ・一部の号が抜けている場合はできる限り補充しますので、不足の号を表紙に明記してください。

■朝日連峰夏山開きについて

●いつ

6月18日(日) 午前11時～

●どこで

朝日連峰鳥原山朝日獄神社前

※往復約6時間、標高差約1000m程度の登山になります。

●持ち物

昼食、飲料水、雨具など

●交通

当日午前5時30分に役場前から古寺案内センターまでのバスが出ますのでご利用ください。

※登山できる服装で参加ください。

い。

※なお、バスの乗車人数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

【問い合わせ】

商工観光課

観光交流係

☎ 85-6126



■6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

●人権特設相談日

6月2日(金)

午前9時から11時30分

白鷹町中央公民館2階

会議室A、会議室B

●相談日

毎週月・金曜日

山形地方法務局米沢支局

☎ 0238-22-2148

※随時相談を受け付けています。

●町の人権擁護委員

菅 文隆委員(山口)

菊地 洋子委員(鮎貝)

嶋林 淳子委員(荒砥)

鈴木 和夫委員(十王)

向田美和子委員(広野)

中村 裕之委員(畔藤)

【問い合わせ】

町民課くらし環境係

☎ 85-6131



子育て支援住宅入居者を募集します

子育て世帯が安心して生み育てやすい環境作りのために整備した住宅の入居者を募集します。

- 所在地：白鷹町大字鮎貝7341番地
- 募集戸数：1戸（白鷹町外在住者向け）
 - ・平成22年度竣工
- 住宅形式：寝室2部屋＋リビングダイニングキッチン＋浴室
- 家賃
 - ・2子までを扶養する世帯…35,000円
 - ・3子以上を扶養する世帯…30,000円
- 入居資格：次のすべてを満たすこと
 - ①子を持つ夫婦世帯で、お子さんが現在小学校就学前であること（1人以上）
 - ②公営住宅法で定める基準に準じ、世帯の月額所得の合計が313,000円を超えないこと
 - ③自らが居住するために住居を必要としていること
 - ④市町村民税を滞納していないこと
 - ⑤暴力団関係者ではないこと

- 期限付入所：1番下のお子さんが小学校を卒業する年の3月31日まで入居できます。
- 申し込みに必要な書類
 - 入居者全員の所得がわかる書類（源泉徴収票の写しなど）、住民票謄本、入居予定者全員の最新の市町村民税納税証明書をご準備のうえ、建設課管理係までお申し込みください。
- その他：申込者多数の場合は抽選により決定します。
- 募集期間：5月16日(火)～5月31日(水)
 - 午後5時まで ※土日祝日を除く
- 入居者の決定：6月下旬
- 入居可能時期：7月上旬
- 敷金：家賃の3ヶ月分



【申込・問い合わせ】建設課管理係 ☎ 85-6139